

別紙

諮問第1662号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇を受けて学校に半旗掲揚を求めた際の行政文書一切（決裁文書及び、その決裁に関与した国賊公務員等の出勤簿含む）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和4年8月24日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないとして、本件非開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年11月25日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年1月20日に実施機関から理由説明書を收受し、同年4月28日（第237回第二部会）から同年5月31日（第238回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 学校に関する所管について

都内公立学校の運営については、東京都知事から独立して都の行政の一部を分担し、執行する権限を有している東京都教育委員会が所管している。

一方、東京都知事は、都内私立学校の設置及び廃止の認可、指導並びに監督に関することを所管している。

本件開示請求は、東京都知事に対するものである。

イ 本件非開示決定の妥当性について

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、私立学校に対し、学校の設置・廃止等の認可、諸届の受理等に関する文書の発出を行うが、日常的な運営の細部に係る内容の依頼を行うことはなく、本件開示請求の内容に係る文書の発出を行っていないとのことであった。

審査会が検討したところ、こうした実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないので、不存在を理由とする本件非開示決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子